

公益財団法人日本セーリング連盟 表彰規程

第1条 (目的)

本規程は、セーリングスポーツを通し、体育界等において功績をあげ、或いは体育等の振興に貢献し、日本セーリング界の名誉高揚に寄与した者或いは団体等に対し、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）会長名をもって行う表彰（以下、「連盟表彰」という。）の取り扱いについて定める。

第2条 (表彰の種類)

表彰の種類は、次の通りとする。

(1) 勲功賞

勲功賞は、日本セーリング界のために、永年に亘り極めて顕著な勲功の有った者に贈呈する。

(2) 功労賞

功労賞は、永年に亘り日本セーリング界の発展に努力し、著しく貢献し、功績の有った者、あるいは団体等に贈呈する。

(3) 優秀指導者賞

優秀指導者賞は、中長期かつ継続的な選手育成、医科学的サポートにより優秀選手を輩出、或いは永年に亘る社会体育の普及振興に極めて大きく貢献した者に贈呈する。

(4) 栄光賞

栄光賞は、公式国際競技大会等において、特に優秀なる成績或いは業績をあげ、日本セーリング界の名誉高揚に大きく貢献した者に贈呈する。

(5) 優秀競技者賞

優秀競技者賞は、競技等における態度、举措が高潔であり、日常の競技生活等も模範的であり、かつ競技等の記録或いは業績も優秀であった者に贈呈する。

(6) 救難記章

救難記章は、海・水難救助活動等、他の模範として社会的人道的に評価される行為を行った者に対し贈呈する。

(7) 有功記章

有功記章は、寄付金額が年間累計で500万円以上の者、或いは1000万円以上の団体に対し贈呈する。

(8) 感謝状

感謝状は、特定大規模の連盟関与事業遂行において、極めて大きく貢献をした者、或いは団体等に対し、謝意を表すために贈呈する。

第3条 (候補者の推薦)

表彰候補者は、連盟理事、委員長、連盟傘下の加盟団体及び特別加盟団体の長が、会長に対し推薦する。

第4条 (審査・決定)

表彰候補者として推薦された者については、総務委員会が取り纏め、理事会にて審議決定する。

第5条 (表彰期日)

原則として、名年度最後に開催される評議員会と同日付を以って表彰する。なお、特段の事情があれば、同日以外の表彰も行う。

第6条 (表彰状等)

受賞者に対し、表彰状或いは感謝状を授与する。

- 2 勲功賞・功労賞・優秀指導者賞には、銀杯及び記念エンブレム、栄光賞・優秀競技者賞には、トロフィー及び記念エンブレムを授与する。

第7条 (細則)

この規程の細則は、別に定める。

附則

1. この規程は、2002年 6月 1日より実施する。
2. この規程の改廃は、理事会にて行う。
3. 2009年11月23日改正
4. 2012年12月 8日改正